

# 原子力災害に備えた 茨城県広域避難計画

平成 27 年 3 月

茨 城 県

# 目 次

第1 広域避難計画の策定	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画策定に当たっての基本的な考え方	1
(1) 避難先及び避難経路等	1
(2) 住民の避難	1
(3) 要配慮者の避難	1
(4) 避難手段	1
第2 広域避難計画の基本的事項	2
1. 対象市町村	2
2. 避難先	7
3. 避難経路	7
4. 防護措置	14
(1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置	14
(2) 放射性物質放出後の防護措置	16
5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組	17
第3 住民の避難等に係る広報	18
1. 広報の基本方針	18
(1) 国、県、市町村等の連携	18
(2) 広報媒体の効果的活用	18
(3) 定期的な情報提供	18
(4) わかりやすい広報	18
2. 事故の各段階に応じた広報	18
(1) 事故等の発生から全面緊急事態までの広報	18
(2) 放射性物質放出後の広報	18
第4 住民等の避難	19
1. 一般住民の避難	19
(1) 避難の方法	19
① P A Z 圏内	19
② U P Z 圏内	20
(2) 避難手段	21
2. 要配慮者の避難	21
(1) 避難の方法	21
① P A Z 圏内	21
② U P Z 圏内	22
(2) 避難手段	23
3. 一時滞在者（観光客等）の避難	23
(1) 帰宅勧告	23
(2) 帰宅できない場合の対応	23

4. 外国人への配慮	23
(1) 情報提供	23
(2) 相談窓口	23
<b>第5 複合災害への当面の対応</b>	<b>24</b>
(1) 避難先が被災した場合の対応	24
(2) 被災した道路情報等の提供	24
<b>第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施</b>	<b>25</b>
1. 安定ヨウ素剤の配布・服用	25
(1) P A Z 圏内	25
(2) U P Z 圏内	25
2. スクリーニングの実施	25
<b>第7 避難所の開設と運営等</b>	<b>26</b>
(1) 開設と運営	26
(2) 避難物資の確保	26
(3) 避難者名簿の作成	26
(4) 避難が長期化した場合の対応	26
(5) 避難所における要配慮者の支援	27
(6) 行政窓口の設置	27
<b>第8 避難状況の確認</b>	<b>28</b>
(1) 住民避難の確認	28
(2) 避難者の所在確認	28
<b>第9 今後の課題</b>	<b>29</b>
<b>参考資料</b>	
・ 避難先地域の地図	30

## 第1 広域避難計画の策定

### 1. 策定の趣旨

本計画は、防災基本計画（原子力災害対策編）に基づき、あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、広域的な避難先や避難経路、避難者の輸送手段など必要な事項を定めるものである。

### 2. 計画策定に当たっての基本的な考え方

#### (1) 避難先及び避難経路等

本計画には、住民の避難が円滑に行われるよう、以下の考え方に基づき、あらかじめ避難先及び避難経路等を定める。

ア. 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はUPZの区域外とし、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

イ. 一つの市町村の避難先が複数の市町村となる場合、その避難先は、一体的なまとまりを確保するよう努めるものとする。

ウ. 避難経路は、避難する住民や車両等が錯綜しないように配慮して設定するよう努めるものとする。

#### (2) 住民等の避難

PAZを含む市町村は、放射性物質の放出前において全面緊急事態に至った場合直ちに住民の避難を実施するものとし、UPZを含む市町村は、放射性物質の放出後OIL<sup>\*1</sup>に基づき段階的に住民の避難を実施するものとする。

※1 OIL (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)

空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則測定可能な値で表される基準

#### (3) 要配慮者の避難

要配慮者<sup>\*2</sup>の避難等については、安全かつより迅速に行われるよう配慮するものとする。

※2 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等

#### (4) 避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、要配慮者や自家用車を持たないあるいは使用しない住民等の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道、フェリーなどあらゆる手段を検討するものとする。

## 第2 広域避難計画の基本的事項

### 1. 対象市町村

避難の対象となる市町村は、次のとおりとする。

区分	市町村名	人口	対象地区
PAZ	東海村	37,438人	石神（外宿一・二、内宿一・二、竹瓦）、村松（宿、照沼、川根、原子力機構箕輪）、白方（白方、豊岡、岡、百塚、亀下、原子力機構百塚、豊白、村松北）、真崎（真崎、舟石川三、原子力機構荒谷台）、中丸（押延、須和間、舟石川中丸、原子力機構長堀、緑ヶ丘、南台、フローレスタ須和間）、舟石川・船場（船場、舟石川一・二）
	日立市	26,552人	坂下（神田町、下土木内町、留町、大和田町、石名坂町、茂宮町、南高野町、久慈町5～7丁目、大みか町6・7丁目）、久慈（久慈町1～6丁目、みなと町、大みか町6丁目）、大みか（大みか町1～7丁目）
	ひたちなか市	14,828人	長砂、足崎、高野
	那珂市	1,077人	神崎（本米崎）
	小計	79,895人	
UPZ	日立市	166,577人	大みか（水木町2丁目、森山町4・5丁目）、水木（水木町1・2丁目、東大沼町4丁目、森山町1～5丁目、大沼町1・3丁目、みかの原町1・2丁目）、塙山（大久保町3・5丁目、大久保町旧番地、千石町4丁目、金沢町1～3丁目、金沢町旧番地、塙山町1・2丁目）、金沢（金沢町3～7丁目、金沢町旧番地、大沼町2～4丁目、森山町旧番地、台原町1～3丁目、みかの原町1丁目）、大沼（東大沼町1～3丁目、東金沢町1～5丁目、金沢町1丁目、大沼町1丁目）、河原子（河原子町1～4丁目、東多賀町1～5丁目）、大久保（大久保町1・2・4丁目、大久保町旧番地、多賀町1～5丁目、桜川町1～4丁目、末広町2～4丁目、千石町1～3丁目、中丸町1・2丁目、塙山町1丁目）、油縄子（鮎川町1～6丁目、国分町1～3丁目、諏訪町1丁目、多賀町4・5丁目、桜川町3丁目）、諏訪（諏訪町1～6丁目、諏訪町旧番地、鮎川町6丁目、西成沢町3丁目、桜川町4丁目、末広町4丁目）、成沢（鮎川町5・6丁目、東成沢町3丁目、中成沢町1～4丁目、西成沢町1～4丁目）、会瀬（会瀬町1～4丁目、旭町3丁目、幸町3丁目、相賀町、東成沢町1～3丁目）、助川（弁天町1～3丁目、鹿島町1～3丁目、城南町1～5丁目、神峰町1・2丁目、助川町1～5丁目、助川町旧

		<p>番地, 会瀬町3・4丁目, 高鈴町1・2・5丁目), 中小路(旭町1・2丁目, 幸町1・2丁目, 平和町1・2丁目, 東町1・3丁目, 弁天町1丁目, 若葉町1～3丁目, 神峰町1～3, 鹿島町1丁目), 滑川(本宮町4丁目, 滑川町1～3丁目, 滑川町旧番地, 東滑川町2～5丁目, 滑川本町1～5丁目, 田尻町2丁目, かみあい町1～3丁目), 宮田(若葉町3丁目, 神峰町3・4丁目, 本宮町1～5丁目, 東町1～4丁目, 滑川町1～3丁目, 滑川町旧番地, 東滑川町1・2丁目), 仲町(宮田町1～5丁目, 宮田町旧番地, 高鈴町3～5丁目, 白銀町2・3丁目, 入四間町), 田尻(田尻町1～7丁目, 相田町1～3丁目), 日高(小木津町1～5丁目, 小木津町旧番地, 日高町1～5丁目), 豊浦(川尻町1～7丁目, 川尻町旧番地, 砂沢町, 折笠町1丁目, 折笠町旧番地), 中里(下深荻町, 中深荻町, 東河内町, 入四間町), 十王(十王町伊師, 十王町伊師本郷, 十王町友部, 十王町友部東, 十王町城の丘, 十王町高原, 十王町黒坂, 十王町山部)</p>
ひたちなか市	142, 232人	<p>中根小学区(中根, 後野1・2丁目, 上野2丁目), 勝倉小学区(勝倉, 金上, 大平1～4丁目), 三反田小学区(三反田, 金上), 枝川小学区(枝川), 東石川小学区(東石川, 中根, 東大島1～4丁目, 東石川1～3丁目, 石川町, 共栄町, 元町, 勝田中央, 表町, 春日町, 勝田泉町), 市毛小学区(市毛, 津田), 前渡小学区(馬渡, 新光町, 前浜), 佐野小学区(佐和, 稲田, 高場), 堀口小学区(武田, 勝田本町, 堀口, 勝田中原町), 高野小学区(高場, 小貫山1・2丁目), 田彦小学区(田彦, 東石川, 高場, 市毛, 堀口, 西大島1～3丁目, 堂端1・2丁目, 西光地1～3丁目), 津田小学区(津田, 津田東1～4丁目, 市毛, 田彦, 後台), 長堀小学区(大成町, 青葉町, 小砂町1丁目, 中根, 長堀町1～3丁目, 松戸町1～3丁目, 笹野町1～3丁目), 外野小学区(東石川, はしかべ1・2丁目, 外野1・2丁目, 中根, 高場, 西光地2丁目), 湊一小学区(海門町1・2丁目, 栄町1・2丁目, 山ノ上町, 釈迦町, 湊中央町1・2丁目, 湊本町, 湊泉町, 洞下町, 田中後, 幸町, 相金町, 相金, 八幡町, 東本町, 国神前, 堀川, 館山, 宇津木下, 四十発句, 曲目, 西鶴子田, 横堰, 峰後, 関戸, 獅子前, 柳沢, 美田多町, 柳が丘), 湊二小学区(東本町, 富士ノ上, 和田町1～3丁目, 牛久保1・2丁目, 殿山町1・2丁目, 浅井内, ナメシ, 沢メキ, 湊中原, 廻り目, 猪谷津, 船窪, 富士ノ下, 道メキ, 和尚塚), 湊三小学区(鍛冶屋窪, 西赤坂, 田宮原, 小谷金, 西十三奉行, 十三奉行, 鶴代, 新堤, 雨沢谷津, 赤坂, 南神敷台, 北神敷台, 烏ケ台, 部田野, 山崎, 新光町), 平磯小学区(平磯町, 烏ケ台, 磯崎町, 平磯遠原町), 磯崎小学区(磯崎町), 阿字ヶ浦小学区(阿字ヶ浦町, 磯崎町, 新光町)</p>

那珂市	53, 163人	神崎(向山, 横堀, 堤, 杉), 額田(額田東郷, 額田南郷, 額田北郷), 菅谷(菅谷, 福田, 竹ノ内1~4丁目), 五台(後台, 中台, 東木倉, 西木倉, 豊喰, 津田), 戸多(戸, 田崎, 大内, 下江戸), 芳野(飯田, 鴻巣, 戸崎), 木崎(鹿島, 門部, 北酒出, 南酒出), 瓜連(静, 下大賀, 瓜連, 中里, 古徳, 鹿島, 平野)
水戸市	268, 750人	三の丸(三の丸1~3丁目, 宮町1~3丁目, 南町1~3丁目, 大町1~3丁目, 北見町, 泉町1丁目, 柵町1・2丁目, 根本1丁目, 水府町, 梅香1・2丁目, 桜川1・2丁目), 五軒(大工町1丁目, 金町1~3丁目, 五軒町1~3丁目, 栄町1・2丁目, 備前町, 天王町, 常磐町1・2丁目, 八幡町, 根本1~4丁目, ちとせ1丁目, 南町3丁目, 泉町1~3丁目, 大町3丁目, 梅香1・2丁目), 新荘(元山町1・2丁目, 緑町1・2丁目, 東原1丁目, 大工町1~3丁目, 常磐町1・2丁目, 松本町, 八幡町, 末広町1~3丁目, 新荘1~3丁目, 栄町1・2丁目, 天王町), 城東(城東1~5丁目, 柵町2・3丁目, 東台1・2丁目, 東桜川, 本町3丁目, 若宮町, 若宮1・2丁目, 浜田2丁目), 浜田(柳町1・2丁目, 東台1丁目, 東桜川, 本町1~3丁目, 洗井町, 谷田町, 浜田1・2丁目, 浜田町, 城南2・3丁目, 白梅2~4丁目, 瓦谷, 紺屋町, 朝日町, 藤柄町, 宮内町, 吉田, 元台町, 酒門町, 元吉田町), 常磐(末広町3丁目, 愛宕町, 松本町, 袴塚1・2丁目, ちとせ1・2丁目, 文京1丁目, 上水戸1~4丁目, 大工町3丁目, 東原1~3丁目, 西原1~3丁目, 曙町, 自由が丘, 松が丘1・2丁目, 緑町2・3丁目), 緑岡(千波町, 小吹町, 見川町), 寿(平須町, 笠原町, 東野町), 上大野(吉沼町, 東大野, 西大野, 坏大野, 中大野), 柳河(中河内町, 上河内町, 青柳町, 柳河町), 渡里(堀町, 田野町, 渡里町, 文京1・2丁目, ちとせ2丁目), 吉田(元吉田町, 住吉町, 吉沢町), 酒門(酒門町, 元吉田町, 元石川町, けやき台1~3丁目), 石川(堀町, 石川1~4丁目, 赤塚1・2丁目, 東赤塚, 石川町), 飯富(飯富町, 岩根町, 藤井町, 成沢町, 藤が原1~3丁目), 国田(田谷町, 上国井町, 下国井町), 河和田(河和田町, 河和田1丁目, 萱場町), 上中妻(加倉井町, 大塚町, 金谷町, 飯島町), 見川(見川1~5丁目), 千波(千波町, 元吉田町, 米沢町, 城南1丁目, 中央1・2丁目, 白梅1・2丁目), 梅が丘(見和1~3丁目, 姫子1・2丁目), 双葉台(全隈町, 谷津町, 木葉下町, 双葉台1~5丁目, 中丸町, 開江町), 笠原(東野町, 笠原町), 赤塚(河和田2・3丁目), 吉沢(酒門町, 元吉田町, 住吉町, 東野町, 吉沢町, 米沢町), 堀原(堀町, 石川1丁目, 新原1・2丁目, 袴塚3丁目), 下大野(川又町, 小泉町, 塩崎町, 下大野町, 平戸町, 大串町), 稻荷第一(大串町, 島田町, 東前2・3丁目, 東前町), 稻荷

			第二（栗崎町，百合が丘町，六反田町，東前町），大場（秋成町，大場町，下入野町，森戸町，元石川町），妻里（三湯町，中原町，杉崎町，小原町，大足町，有賀町，黒磯町，牛伏町，田島町，三野輪町，筑地町，赤尾関町），鯉淵（鯉淵町，小林町，五平町，高田町，下野町），内原（鯉淵町，筑地町，赤尾関町，小林町，内原町，三湯町，中原町）
常陸太田市	54, 805人		太田（宮本町，内堀町，中城町，栄町，東一町，塙町，金井町，東二町，東三町，木崎一町，木崎二町，山下町，西三町，西二町，西一町，寿町），機初（幡町，三才町，西宮町，田渡町，長谷町，高貫町），西小沢（岡田町，小沢町，内田町，落合町，堅磐町，上土木内町，沢目町），幸久（上河合町，下河合町，藤田町，栗原町，島町），佐竹（磯部町，谷河原町，天神林町，稲木町），誉田（馬場町，新宿町，増井町，下大門町，上大門町，瑞龍町），佐都（里野宮町，白羽町，茅根町，常福地町，春友町），世矢（小目町，亀作町，真弓町，大森町），河内（町屋町，西河内下町，西河内中町，西河内上町），久米（久米町，菓谷町，大里町，大平町，玉造町，芦間町），郡戸（花房町，新地町，松栄町，中野町，小島町），金郷（高柿町，大方町，竹合町，箕町，下利員町，中利員町，千寿町，岩手町，宮の郷町），金砂（上利員町，下宮河内町，赤土町，上宮河内町），山田（松平町，和田町，東連地町，棚谷町，国安町），染和田（和久町，町田町，西染町，中染町，東染町，河内西町），天下野（天下野町），高倉（下高倉町，上高倉町），小里（里川町，徳田町，小妻町，小中町，大中町），賀美（折橋町，小菅町，大菅町，上深荻町）
高萩市	29, 812人		駅西南（本町，大和町，安良川，石滝），駅西北（春日町，高戸（西）），駅東（東本町，肥前町，有明町，高戸（東）），高浜（高浜町），高萩（高萩），秋山島名（秋山，島名），上手綱（上手綱），下手綱（下手綱），中戸川（中戸川），大能（大能），福平（福平）
笠間市	36, 310人		東中（大橋，池野辺，福田），佐城小（飯田，石寺，大淵），宍戸小（平町，大田町），友部小（南友部，鴻巣，鯉淵，五平，美原1～4丁目），友部2中（旭町，随分附，柏井），北川根小（湯崎，住吉，仁古田，長兎路，安居），大原小（下市原，中市原，上市原，小原），友部中（友部駅前，八雲1丁目，中央1・2丁目，東平1～4丁目）
常陸大宮市	39, 032人		上野小（泉，根本，上岩瀬，下岩瀬，宇留野），村田小（下村田，石沢，上村田），旧小場小（小場），旧大場小（小野，三美，工業団地），大宮北小（八田，東野，北塩子，西塩子，照田），大宮西小（田子内町，野中町，袖ヶ台町，若林），大宮小（姥賀町，東富町，高渡町，北町，上町，下町，南町，中富町，栄町），旧世喜小（辰ノ口，塩原，小倉，富岡，宮の郷），大賀小（岩崎，上大賀，小祝，鷹巣），山方南小（照山，小貫，野上，長沢，長田，照

			田), 御前山小(門井, 野口平, 野口, 金井), 旧伊勢畑小(下伊勢畑), 緒川小(国長, 那賀, 小瀬沢, 上小瀬, 小玉, 下小瀬), 山方小(山方, 西野内, 諸沢, 北富田), 旧家和楽青少年の家(舟生, 家和楽, 盛金), 旧檜沢小(下檜沢, 氷之沢)
銚 田 市	16, 889人		旭東(上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田, 野田), 旭南(常盤第一, 常盤第二, 勝下新田, 冷水, 西勝下, 勝下, 縦山), 旭北(箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神), 旭西(下鹿田, 上鹿田, 大沼, 飯田, 造谷第一, 造谷第二), 大和田(大川, 菅野谷), 徳宿(東野, 大戸), 舟木(舟木)
茨 城 町	33, 804人		川根(南川又, 南栗崎, 野曾, 駒渡, 蕎麦原, 越安, 奥谷, 下土師, 下飯沼, 上飯沼, 飯沼, 木部, 小幡(五里峰)), 大戸(近藤, 桜の郷, 常井, 馬渡, 大戸), 長岡(前田, 小鶴, 谷田部, 長岡, 長岡(矢頭)), 石崎(上石崎, 若宮, 中石崎, 下石崎), 沼前(網掛, 宮ヶ崎, 駒場, 神宿, 海老沢, 城之内, 神谷, 南島田, 小堤), 上野合(鳥羽田, 秋葉, 上雨ヶ谷, 下雨ヶ谷, 生井沢, 小幡(五里峰以外)), 下座)
大 洗 町	18, 328人		磯浜(明神町, 東光台, 汐見ヶ丘, 一丁目, 二丁目, 仲町, 金沢町, 通町, 新町, 磯道, 五反田, 松ヶ丘, 二葉, 二葉緑, 祝町, 永町, 髭釜町, 桜道), 大貫(寺釜, 舟渡, 蔵前, 上宿, 中宿, 北清水, 富士見台, 南清水, 東北大寮, 機構大貫寮, 角一, 前原, 山場平住宅, 機構夏海寮), 神山・成田(神山, 川口, 荒谷, 浜欠, 古宿, 上宿, 中宿, 下宿, 矢場, ゆーもあ村, 干拓, 松川報国, 松川第一, 松川中部, 松川共励, 松川第二, 大谷川, 成田町)
城 里 町	20, 753人		石塚(石塚, 那珂西, 上泉), 小松(増井, 磯野, 上入野), 西郷(上青山, 下青山, 春園, 小坂, 勝見沢), 古内(上古内, 下古内), 坏(上坏, 下坏, 粟), 北方(北方, 高久), 岩船(錫高野, 孫根, 岩船, 高根台), 沢山(高根, 阿波山, 下阿野沢, 上阿野沢, 御前山), 小勝・大真(小勝, 大網), 塩子(塩子)
大 子 町	129人		盛金, 北富田
小 計	880, 584人		
合 計	960, 497人		

※ 人口は平成22年国勢調査に基づく

## 2. 避難先

各市町村の避難先は、次のとおりとする。

市町村名	避難先候補
東海村	取手市, 守谷市, つくばみらい市
日立市	県外*
ひたちなか市	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 牛久市, 稲敷市, かすみがうら市, 行方市, 小美玉市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町, 県外*
那珂市	筑西市, 桜川市
水戸市	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, つくば市, 坂東市, 八千代町, 五霞町, 境町, 県外*
常陸太田市	大子町, 県外*
高萩市	北茨城市, 県外*
笠間市	県外*
常陸大宮市	県外*
鉾田市	鉾田市, 鹿嶋市
茨城町	潮来市, 神栖市
大洗町	鹿嶋市, 神栖市
城里町	県外*
大子町	大子町

※ 県外の避難先については、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県と協議・調整中

## 3. 避難経路

避難するために活用する高速道路や国道などの主な幹線道路は、次のとおりとし、市町村は、この主な幹線道路を基本に、避難元から避難先までの避難経路を定めるものとする。

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
東海村	石神(外宿一・二, 内宿一・二, 竹瓦)	国道6号→常磐道(東海スマートIC)	取手市, 守谷市, つばみらい市
	村松(宿, 照沼, 川根, 原子力機構糞輪)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	白方(白方, 豊岡, 岡, 百塚, 亀下, 原子力機構百塚, 豊白, 村松北)	常陸那珂港山方線→常磐道(東海スマートIC)	
	真崎(真崎, 舟石川三, 原子力機構荒谷台)	常陸那珂港山方線→常磐道(東海スマートIC)	
	中丸(禰延, 須和間, 舟石川中丸, 原子力機構長堀, 緑ヶ丘, 南台, フローレスタ須和間)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	舟石川・船場(船場, 舟石川一・二)	常陸那珂港山方線→常磐道(東海スマートIC)	
日立市	坂下(留町)	国道293号→常磐道(日立南太田IC)	県外
	坂下(下土木内町, 神田町)	国道6号→常磐道(日立南太田IC)	
	坂下(茂宮町, 大和田町, 大みか町6・7丁目)	国道6号→常磐道(日立南太田IC)	
	坂下(南高野町, 石名坂町, 久慈町5・7丁目)	国道293号→常磐道(日立南太田IC)	
	久慈(久慈町1～6丁目, みなと町, 大みか町6丁目)	国道6号→常磐道(日立南太田IC)	
	大みか(大みか町1～7丁目, 水木町2丁目, 森山町4・5丁目)	国道6号→常磐道(日立南太田IC)	
	水木(水木町1・2丁目, 東大沼町4丁目)	国道246号→常磐道(日立北IC)	
	水木(森山町1～5丁目, 大沼町1・3丁目, みかの原町1・2丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	塙山(大久保町3・5丁目, 大久保町旧番地, 千石町4丁目, 金沢町1～3丁目, 金沢町旧番地, 塙山町1・2丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	金沢(金沢町3～7丁目, 金沢町旧番地, 大沼町2～4丁目, 森山町旧番地, 台原町1～3丁目, みかの原町1丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	大沼(東大沼町1～3丁目, 東金沢町1～5丁目, 金沢町1丁目, 大沼町1丁目)	国道245号→常磐道(日立北IC)	
	河原子(河原子町1～4丁目, 東多賀町1～5丁目)	国道245号→常磐道(日立北IC)	
	大久保(大久保町1, 2, 4丁目, 大久保町旧番地, 多賀町1～5丁目, 桜川町1～4丁目, 末広町2～4丁目, 千石町1～3丁目, 中丸町1・2丁目, 塙山町1丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	油縄子(鮎川町1～6丁目, 国分町1～3丁目)	国道245号→常磐道(日立北IC)	
	油縄子(諏訪町1丁目, 多賀町4・6丁目, 桜川町3丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	諏訪(諏訪町1～6丁目, 諏訪町旧番地, 鮎川町6丁目, 西成沢町3丁目, 桜川町4丁目, 末広町4丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	成沢(鮎川町5・6丁目, 東成沢町3丁目)	国道245号→常磐道(日立北IC)	
	成沢(中成沢町1～4丁目, 西成沢町1～4丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	金瀬(金瀬町1～4丁目, 旭町3丁目, 幸町3丁目, 相賀町, 東成沢町1～3丁目)	国道245号→常磐道(日立北IC)	
	助川(弁天町1～3丁目, 鹿島町1～3丁目, 城南町1～5丁目, 神峰町1・2丁目, 助川町1～5丁目, 助川町旧番地)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	助川(金瀬町3・4丁目)	国道245号→常磐道(日立北IC)	
	助川(高鈴町1・2・5丁目)	日立山方線→常磐道(日立中央IC)	
	中小路(旭町1・2丁目, 幸町1・2丁目, 平和町1・2丁目, 東町1・3丁目)	国道246号→常磐道(日立北IC)	
	中小路(弁天町1丁目, 若葉町1～3丁目, 神峰町1～3, 鹿島町1丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	滑川(本宮町4丁目, 滑川町1～3丁目, 滑川町旧番地, 東滑川町2～5丁目)	国道6号→常磐道(日立北IC)	
	滑川(滑川本町1～5丁目, 田尻町2丁目, かみあい町1～3丁目)	日立いわき線→常磐道(日立北IC)	
	宮田(若葉町3丁目, 神峰町3・4丁目)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	宮田(本宮町1～5丁目, 東町1～4丁目, 滑川町1～3丁目, 滑川町旧番地, 東滑川町1・2丁目)	国道6号→常磐道(日立北IC)	
	仲町(宮田町1～5丁目, 宮田町旧番地)	国道6号→常磐道(日立中央IC)	
	仲町(高鈴町3～5丁目, 白銀町2・3丁目, 入四間町)	日立山方線→常磐道(日立中央IC)	
	田尻(田尻町1～3丁目)	日立いわき線→常磐道(日立北IC)	
	田尻(田尻町4～7丁目, 相田町1～3丁目)	国道6号→常磐道(日立北IC)	
	日高(小木津町1・2丁目, 日高町1丁目)	日立いわき線→常磐道(日立北IC)	
	日高(小木津町3～5丁目, 小木津町旧番地, 日高町2～5丁目)	国道6号→常磐道(日立北IC)	
	豊浦(川尻町1～7丁目, 川尻町旧番地)	国道6号→常磐道(高萩IC)	
	豊浦(砂沢町, 折笠町1丁目, 折笠町旧番地)	日立いわき線→常磐道(日立北IC)	
	中里(下深萩町, 中深萩町, 東河内町, 入四間町)	日立山方線→国道349号	
	十王(十王町伊勢)	国道6号→常磐道(高萩IC)	
	十王(十王町伊勢本郷, 十王町友部, 十王町友部東, 十王町城の丘)	日立いわき線→常磐道(高萩IC)	
	十王(十王町高原, 十王町黒坂)	十王里美線→国道349号	
十王(十王町山部)	日立いわき線→常磐道(高萩IC)		

通龍元市町村	地区名	主な幹線道路	通龍元市町村
ひたちなか市	長砂(長砂)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 牛久市, 稲敷市, かすみがうら市, 行方市, 小美玉市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町, 県外
	中根(中根, 後野1・2丁目, 上野2丁目)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	勝倉(勝倉)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	勝倉(倉上, 大平1~4丁目)	国道245号→国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)→常磐道	
	三反田(三反田, 倉上)	国道245号→国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)→常磐道	
	枝川(枝川)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	東石川(東石川, 中根, 東大島1~4丁目, 東石川1~3丁目, 石川町, 共栄町, 元町, 勝田中央, 表町, 春日町, 勝田泉町)	国道245号→国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)→常磐道	
	市毛(市毛, 津田)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	前塚(馬場, 足崎, 新光町, 前塚)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	佐野(佐和, 福田, 高場, 高野)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	堀口(武田, 勝田本町, 堀口, 勝田中原町)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	高野(高野, 高場, 小貫山1・2丁目)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	高野(足崎)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	田部(田部, 東石川, 高場, 市毛, 堀口, 西大島1~3丁目, 堂場1・2丁目, 西光地1~3丁目)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	津田(津田, 津田東1~4丁目, 市毛, 田部, 後台)	国道6号→北関東道(水戸南IC)→常磐道	
	長堀(大成町, 青葉町, 小砂町1丁目, 中根)	水戸勝田那珂浜線→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	長堀(長堀町1~3丁目, 松戸町1~3丁目, 笹野町1~3丁目)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	外野(東石川, はしかべ1・2丁目, 外野1・2丁目, 中根, 高場, 足崎, 西光地2丁目)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	湊一(海門町1・2丁目, 栄町1・2丁目, 山ノ上町, 駅通町, 湊中央町1・2丁目, 湊本町, 湊泉町, 湊下町, 田中後, 幸町, 相金町, 相金, 八幡町, 東本町, 園神前, 福川, 館山, 宇津木下, 四十発句, 曲目, 西館子田, 横塚, 崎後, 関戸, 獅子前, 柳沢, 美田多町, 柳が丘)	国道245号→国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)→常磐道	
	湊二(東本町, 富士ノ上, 和田町1~3丁目, 牛久保1・2丁目, 蔵山町1・2丁目, 換井内, ナガシ, 沢ノ牛, 湊中原, 廻り目, 猪谷津, 船通, 富士ノ下, 道ノ牛, 和尙塚)	国道245号→国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)→常磐道	
	湊三(餅冷屋産, 西赤坂, 田宮原, 小谷倉)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	湊三(西十三奉行, 十三奉行, 鶴代, 新堤, 雨沢谷津, 赤坂, 南神敷台, 北神敷台, 鳥ヶ台)	那珂浜大洗線→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
	湊三(勝田野, 山崎, 新光町)	国道245号→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道	
平磯(平磯町, 鳥ヶ台, 園崎町, 平磯遠原町)	那珂浜大洗線→東水戸道路(ひたちなかIC)→常磐道		
園崎(園崎町)	常陸海浜公園線→常陸那珂道(ひたち海浜公園IC)→常磐道		
阿字ヶ浦(阿字ヶ浦町, 園崎町, 新光町)	常陸海浜公園線→常陸那珂道(ひたち海浜公園IC)→常磐道		
那珂市	神崎(本米崎)	常陸那珂港山方線→常磐道(東海スマートIC)→北関東道	筑西市, 桜川市
	神崎(向山, 横塚, 福, 杉)	瓜連馬渡線→常磐道(那珂IC)→北関東道	
	額田(額田東郷, 額田南郷, 額田北郷)	瓜連馬渡線→常磐道(那珂IC)→北関東道	
	菅谷(菅谷, 福田, 竹ノ内1~4丁目)	常磐道(那珂IC)→北関東道	
	五台(後台, 中台, 東木倉, 西木倉, 豊城, 津田)	水戸勝田那珂浜線→常磐道(水戸北スマートIC)→北関東道	
	戸多(戸, 田崎, 大内, 下江戸)	日立笠間線→国道60号	
	芳野(原田, 戸崎)	ハードライン→常磐道(那珂IC)→北関東道	
	芳野(湯泉)	瓜連馬渡線→常磐道(那珂IC)→北関東道	
	木崎(盧島, 門部, 北沼出, 南沼出)	瓜連馬渡線→常磐道(那珂IC)→北関東道	
	瓜連(静, 下大貫, 瓜連, 中屋, 古館, 鹿島, 平野)	日立笠間線→国道60号	

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
水戸市	三の丸(三の丸1～3丁目、宮町1～3丁目、南町1～3丁目、大町1～3丁目、北見町、泉町1丁目)	国道50号→常磐道(水戸IC)	古河市、結城市、下妻市、常陸市、つくば市、坂東市、八千代町、五箇町、境町、県外
	三の丸(榎町1・2丁目)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	三の丸(根本1丁目、水府町、梅香1・2丁目)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	三の丸(桜川1・2丁目)	国道6号→北関東道(水戸南IC)	
	五軒(大工町1丁目、金町1～3丁目、五軒町1～3丁目、栄町1・2丁目、備前町、天王町、常盤町1・2丁目、八幡町、根本1～4丁目、ちとせ1丁目、南町3丁目、泉町1～3丁目、大町3丁目、梅香1・2丁目)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	新荘(元山町1・2丁目、練町1・2丁目、東原1丁目、大工町1～3丁目、常盤町1・2丁目)	国道50号→常磐道(水戸IC)	
	新荘(松本町、八幡町、末広町1～3丁目、新荘1～3丁目、栄町1・2丁目、天王町)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	城東(城東1～5丁目、榎町2・3丁目、東台1・2丁目、東桜川、本町3丁目、若宮町、若宮1・2丁目、浜田2丁目)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	浜田(榎町1・2丁目、東台1丁目、東桜川、本町1～3丁目、洗井町、谷田町、浜田1・2丁目、浜田町)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	浜田(城南2・3丁目、白梅2～4丁目、瓦谷、紺屋町、朝日町、鷹柄町、宮内町、吉田、元台町、酒門町、元吉田町)	国道6号→北関東道(水戸南IC)	
	常盤(末広町3丁目、愛宕町、松本町、袴塚1・2丁目、ちとせ1・2丁目、文京1丁目)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	常盤(上水戸1～4丁目、大工町3丁目、東原1～3丁目、西原1～3丁目、曙町、自由が丘、松が丘1・2丁目、練町2・3丁目)	国道50号→常磐道(水戸IC)	
	緑岡(千波町、小吹町、見川町)	五里水戸線→北関東道(茨城町西IC)	
	寿(平須町、笠原町、東野町)	五里水戸線→北関東道(茨城町西IC)	
	上大野(吉沼町、東大野、西大野、塚大野、中大野)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	柳河(中河内町、上河内町、青柳町、柳河町)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	波里(堀町、田野町)	国道50号→常磐道(水戸IC)	
	波里(波里町、文京1・2丁目、ちとせ2丁目)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	吉田(元吉田町、住吉町、吉沢町)	国道6号→北関東道(水戸南IC)	
	酒門(酒門町、元吉田町、元石川町、けやき台1～3丁目)	国道6号→北関東道(水戸南IC)	
	石川(堀町、石川1～4丁目、赤塚1・2丁目、東赤塚、石川町)	国道50号→常磐道(水戸IC)	
	飯室(飯室町、岩根町、鷹井町、成沢町、鷹が原1～3丁目)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	国田(田谷町、上国田町、下国田町)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	河和田(河和田町、河和田1丁目、萱場町)	水戸岩間線→常磐道(友部スマートIC)	
	上中妻(加倉井町、大塚町、金谷町)	国道50号→常磐道(水戸IC)	
	上中妻(飯島町)	水戸岩間線→常磐道(友部スマートIC)	
	見川(見川1～5丁目)	五里水戸線→北関東道(茨城町西IC)	
	千波(千波町、元吉田町、米沢町、城南1丁目、中央1・2丁目、白梅1・2丁目)	長岡水戸線→北関東道(茨城町東IC)	
	梅が丘(見和1～3丁目、姫子1・2丁目)	水戸岩間線→常磐道(友部スマートIC)	
	双葉台(全陽町、谷津町、木葉下町)	国道50号→北関東道(笠間西IC)	
	双葉台(双葉台1～5丁目、中丸町、開江町)	国道50号→常磐道(水戸IC)	
	笠原(東野町、笠原町)	長岡水戸線→北関東道(茨城町東IC)	
	赤塚(河和田2・3丁目)	水戸岩間線→常磐道(友部スマートIC)	
	吉沢(酒門町、元吉田町、住吉町、東野町、吉沢町、米沢町)	長岡水戸線→北関東道(茨城町東IC)	
	堀原(堀町、石川1丁目、新原1・2丁目)	国道50号→常磐道(水戸IC)	
	堀原(袴塚3丁目)	国道123号→常磐道(水戸北スマートIC)	
	下大野(川又町、小泉町、塩崎町、下大野町、平戸町、大車町)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	稲荷第一(大車町、島田町、東前2・3丁目、東前町)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	稲荷第二(栗崎町、百合が丘町、六反田町、東前町)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	大場(秋成町、大場町、下入野町、森戸町)	国道51号→東水戸道路(水戸大洗IC)	
	大場(元石川町)	国道6号→北関東道(水戸南IC)	
妻里(三湯町、中原町、杉崎町、小原町、大足町、有賀町、黒磯町、牛伏町、田島町、三野輪町)	国道50号→北関東道(笠間西IC)		
妻里(筑地町、赤尾関町)	水戸岩間線→常磐道(友部スマートIC)		
鯉淵(鯉淵町、小林町、五平町、高田町、下野町)	水戸岩間線→常磐道(友部スマートIC)		
内原(鯉淵町、筑地町、赤尾関町、小林町、内原町)	水戸岩間線→常磐道(友部スマートIC)		
内原(三湯町、中原町)	国道50号→北関東道(笠間西IC)		

遷離元市町村	地区名	主な幹線道路	遷離先市町村
常陸太田市	太田(宮本町, 内堀町, 中城町, 栄町, 東一町, 堀町, 金井町, 東二町, 東三町, 木崎一町, 木崎二町, 山下町, 西三町, 西二町, 西一町, 寿町)	国道349号	大子町, 県外
	横初(横町, 三才町, 西宮町, 田波町, 長谷町, 高貫町)	国道349号	
	西小沢(岡田町, 小沢町)	国道293号→国道349号	
	西小沢(内田町, 落合町, 笠巻町, 上土木内町, 沢目町)	下土木内常陸太田線→国道349号	
	幸久(上河合町, 下河合町, 藤田町, 栗原町, 島町)	和田上河合線→国道349号	
	佐竹(福部町, 谷河原町)	国道349号	
	佐竹(天神林町, 稲木町)	日立笠間線→国道349号	
	菅田(馬場町, 下大門町, 上大門町, 瑞龍町)	国道349号	
	菅田(新宿町, 増井町)	常陸太田那須烏山線→国道349号	
	佐都(星野宮町, 常福地町, 春友町)	国道349号	
	佐都(白羽町, 茅根町)	日立常陸太田線→国道349号	
	世矢(小目町)	国道293号→国道349号	
	世矢(亀作町, 真弓町)	日立笠間線→国道349号	
	世矢(大森町)	亀作石名坂線→国道349号	
	河内(町屋町, 西河内下町, 西河内中町, 西河内上町)	国道349号	
	久米(久米町, 葉谷町, 大里町, 大平町)	国道293号→国道118号	
	久米(玉造町, 芦間町)	常陸太田大子線→国道118号	
	郡戸(花房町)	国道293号→国道118号	
	郡戸(新地町, 松栄町, 中野町, 小島町)	常陸那珂港山方線→国道118号	
	金郷(高袴町, 大方町, 竹合町, 箕町, 下利員町, 中利員町, 千寿町, 岩手町)	常陸太田那須烏山線→国道118号	
	金郷(宮の郷町)	国道293号→国道118号	
	金砂(上利員町, 下宮河内町, 赤土町, 上宮河内町)	常陸太田那須烏山線→国道118号	
	山田(松平町, 和田町, 東蓮地町, 棚谷町, 国安町)	常陸太田大子線→国道118号	
	染和田(和久町, 町田町, 西染町, 中染町)	常陸太田大子線→国道118号	
	染和田(東染町, 河内西町)	日立山方線→国道118号	
	天下野(天下野町)	常陸太田大子線→国道118号	
	高倉(下高倉町, 上高倉町)	常陸太田大子線→国道118号	
	小里(里川町)	北茨城大子線→国道349号	
小里(徳田町, 小妻町, 小中町, 大中町)	国道349号		
賀美(折橋町, 小菅町, 大菅町, 上深枝町)	国道349号		
高萩市	駅西南(本町, 大和町, 安良川, 石滝)	高萩インター線→常磐道(高萩IC)	北茨城市, 県外
	駅西北(春日町, 高戸(西))	高萩インター線→常磐道(高萩IC)	
	駅東(東本町, 肥前町, 有明町, 高戸(東))	国道6号	
	高浜(高浜町)	国道6号	
	高萩(高萩)	高萩インター線→常磐道(高萩IC)	
	秋山島名(秋山, 島名)	高萩インター線→常磐道(高萩IC)	
	上手綱(上手綱)	高萩インター線→常磐道(高萩IC)	
	下手綱(下手綱)	高萩インター線→常磐道(高萩IC)	
	中戸川(中戸川)	国道461号→日立いわき線	
	大能(大能)	国道461号→日立いわき線	
福平(福平)	国道461号→日立いわき線		
笠間市	東中(大橋, 池野辺, 福田)	日立笠間線→国道50号→北関東道(笠間)	県外
	佐城小(飯田, 石寺)	笠間緒川線→国道50号→北関東道(笠間)	
	佐城小(大淵)	国道50号→北関東道(笠間西IC)	
	尖戸小(平町, 大田町)	国道365号→北関東道(友部IC)	
	友部小(南友部, 鴻巣, 鯉淵, 五平, 美原1~4丁目)	北関東道(友部IC)	
	友部2中(旭町, 随分附, 柏井)	常磐道(友部スマートIC)→北関東道	
	北川根小(湯崎, 住吉, 仁吉田, 長須路, 安居)	常磐道(友部スマートIC)→北関東道	
	大原小(下市原, 中市原, 上市原, 小原)	国道50号→北関東道(笠間西IC)	
	友部中(友部駅前, 八雲1丁目, 中央1・2丁目, 東平1~4丁目)	北関東道(友部IC)	

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
常陸大宮市	上野小(泉, 根本, 上岩瀬, 下岩瀬, 宇留野)	国道118号→国道461号	県外
	村田小(下村田, 石沢, 上村田)	国道118号→国道461号	
	旧小場小(小場)	長沢水戸線→国道123号	
	旧大場小(小野, 三美, 工業団地)	常陸大宮御前山線→国道123号	
	大宮北小(八田)	ピーライン→国道293号	
	大宮北小(東野)	長沢水戸線→国道123号	
	大宮北小(北塩子)	国道293号	
	大宮北小(西塩子, 照田)	門井山方線→国道293号	
	大宮西小(田子内町, 野中町)	国道293号	
	大宮西小(袖ヶ台町, 若林)	常陸大宮御前山線→国道123号	
	大宮小(姥寅町, 東富町, 高遠町, 北町, 上町, 下町, 南町, 中富町, 柴町)	国道118号→国道461号	
	旧世喜小(辰ノ口, 塩原, 小倉, 富岡, 宮の郷)	国道118号→国道461号	
	大賀小(岩崎, 上大賀, 小祝, 鷹巣)	国道118号→国道461号	
	山方南小(照山, 小賀, 野上, 長沢, 長田)	国道118号→国道461号	
	山方南小(照田)	門井山方線→国道293号	
	御前山小(門井, 野口平)	那須烏山御前山線→国道123号	
	御前山小(野口, 金井)	国道123号	
	旧伊勢畑小(下伊勢畑)	国道123号	
	緒川小(国長, 那賀)	笠間緒川線→国道123号	
	緒川小(小瀬沢, 上小瀬)	国道293号	
	緒川小(小玉, 下小瀬)	那須烏山御前山線→国道293号	
	山方小(山方, 西野内, 龍沢, 北富田)	国道118号→国道461号	
	旧家和楽青少年の家(舟生, 家和楽, 盛金)	国道118号→国道461号	
	旧櫛沢小(下櫛沢)	常陸太田那須烏山線→国道293号	
	旧櫛沢小(水之沢)	下櫛沢上小瀬線→国道293号	
	鉢田市	旭東(上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 玉田, 野田)	
旭東(子生第二)		下太田鉢田線	
旭南(常盤第一, 勝下新田, 冷水, 西勝下, 勝下, 桜山)		国道51号	
旭南(常盤第二)		下太田鉢田線	
旭北(箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神)		下太田鉢田線	
旭西(下鹿田, 造谷第一, 造谷第二)		下太田鉢田線	
旭西(上鹿田, 大沼, 飯田)		鉢田茨城線	
徳宿(東野, 大戸)		下太田鉢田線	
舟木(舟木)		鉢田茨城線	
大和田(大川, 菅野谷)		鉢田茨城線	
茨城町	川根(南川又, 南栗崎, 野曾, 駒渡, 蕎麦原, 越安)	大洗友部線→茨城鹿島線	潮来市, 神栖市
	川根(奥谷)	茨城鹿島線	
	川根(下土師, 下飯沼, 上飯沼, 飯沼, 木部, 小幡(五里峰))	茨城岩間線→茨城鹿島線	
	大戸(近藤, 桜の郷, 常井, 馬渡, 大戸)	内原塩崎線→国道6号→茨城鹿島線	
	長岡(前田, 小鶴)	国道6号→茨城鹿島線	
	長岡(谷田部)	長岡大洗線→水戸神栖線	
	長岡(長岡)	内原塩崎線→水戸神栖線	
	長岡(長岡(矢頭))	水戸神栖線	
	石崎(上石崎)	水戸神栖線	
	石崎(若宮)	内原塩崎線→水戸神栖線	
	石崎(中石崎)	中石崎水戸線→水戸神栖線	
	石崎(下石崎)	長岡大洗線→水戸神栖線	
	沼前(綱掛, 宮ヶ崎, 駒場, 神宿)	大洗友部線→水戸神栖線	
	沼前(海老沢, 城之内)	水戸神栖線	
	沼前(神谷, 南島田, 小堤)	茨城鹿島線	
	上野合(鳥羽田, 秋葉, 上雨ヶ谷, 下雨ヶ谷, 生井沢)	茨城鹿島線	
	上野合(小幡(五里峰以外), 下座)	宮ヶ崎小幡線→茨城鹿島線	

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
大洗町	磯浜(明神町, 東光台, 汐見ヶ丘, 一丁目, 二丁目, 仲町, 金沢町, 通町, 新町, 磯道, 五反田, 松ヶ丘, 二葉, 二葉線, 祝町, 永町)	水戸鉢田佐原線→国道51号	鹿嶋市, 神栖市
	磯浜(髭釜町, 桜道)	長岡大洗線→国道51号	
	大貫(寺釜, 舟渡, 藤前, 上宿)	長岡大洗線→国道51号	
	大貫(中宿, 北清水, 富士見台, 南清水, 東北大塚, 横橋大貫塚, 角一, 前原, 山場平住宅, 横橋夏海寮)	国道51号	
	神山・成田(神山, 川口, 荒谷, 浜欠, 古宿, 上宿, 中宿, 下宿, 矢場, 中一毛あ村, 干拓, 松川鞆園, 松川第一, 松川中部, 松川共助, 松川第二, 大谷川, 成田町)	国道51号	
城里町	石塚(石塚, 那珂西, 上泉)	国道123号	県外
	小松(増井, 磯野, 上入野)	石岡城里線→国道123号	
	西郷(上青山, 春園, 小坂, 勝見沢)	日立笠間線→水戸茂木線	
	西郷(下青山)	日立笠間線→水戸茂木線	
	古内(上古内, 下古内)	水戸茂木線→国道123号	
	坏(上坏, 栗)	国道123号	
	坏(下坏)	日立笠間線→国道123号	
	北方(北方, 高久)	阿波山徳蔵線→国道123号	
	岩船(鍋高野)	阿波山徳蔵線→国道123号	
	岩船(孫根, 岩船, 高根台)	国道123号	
	沢山(高根, 阿波山, 下阿野沢, 上阿野沢, 御前山)	国道123号	
	小勝・大真(小勝, 大綱)	水戸茂木線→国道123号	
	塩子(塩子)	水戸茂木線→国道123号	
大子町	盛金, 北冨田	陸沢西金停車場線→国道118号	大子町

## 4. 防護措置

県及び市町村は、住民等が速やかにUPZの区域外に避難できるよう、防護措置を実施するものとする。

### (1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置

原子力施設の緊急事態区分（警戒事態，施設敷地緊急事態，全面緊急事態）に応じた防護措置を段階的に実施するものとする。

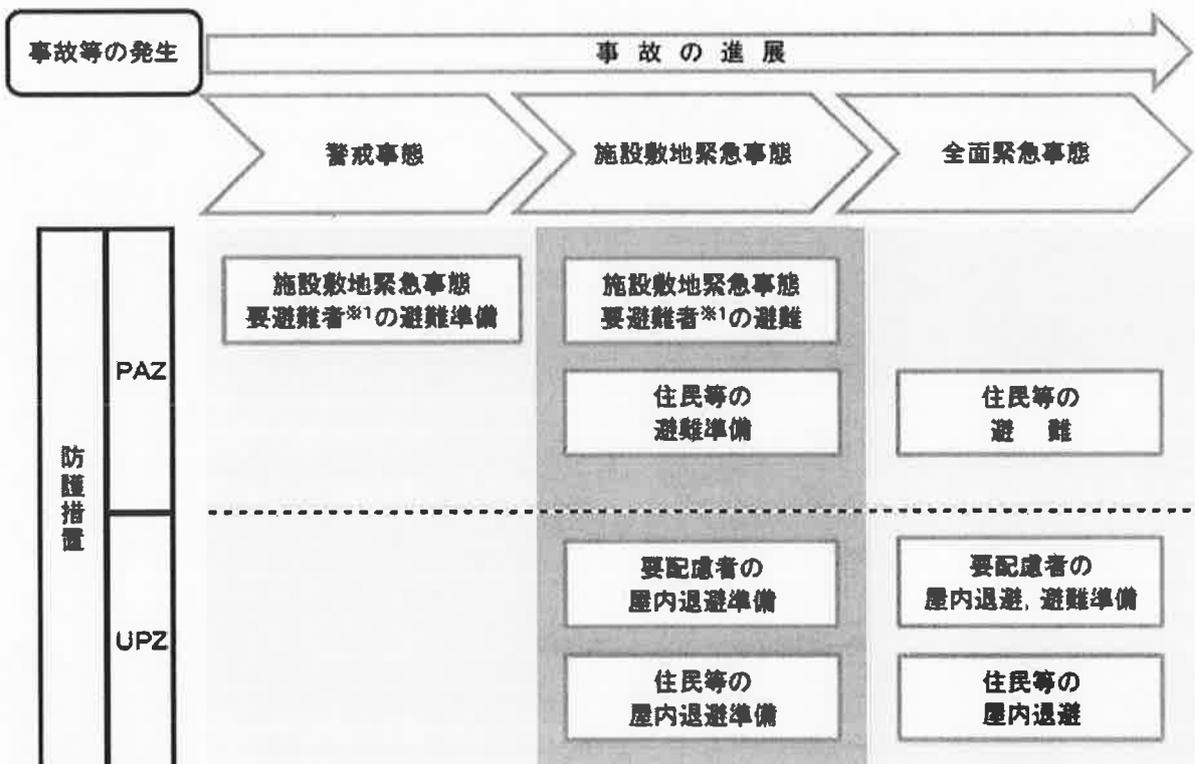
#### ① PAZ圏内

- 施設敷地緊急事態要避難者については、警戒事態の段階において避難準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階において避難を開始するものとする。
- 住民等については、施設敷地緊急事態の段階において避難準備を開始し、全面緊急事態の段階において避難を開始するものとする。

#### ② UPZ圏内

- 要配慮者については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始するものとする。
- 住民等については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。

### 【 緊急事態区分に応じた防護措置のフロー 】



- ※1 施設敷地緊急事態要避難者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ・ 自ら避難することが困難な要配慮者で、避難の実施により健康リスクが高まらない者
  - ・ 安定ヨウ素剤を事前配布されていない者
  - ・ 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者

【緊急事態区分及びその判断基準となるEAL※2】

緊急事態区分	判断基準となるEALの例
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・ 原子炉運転中に原子炉への全ての給水機能が喪失</li> <li>・ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下</li> </ul>
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉冷却剤の漏えい</li> <li>・ 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動</li> <li>・ 全ての交流電源喪失（5分以上継続）</li> </ul>
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉の非常停止が必要な場合において原子炉を停止する全ての機能が喪失</li> <li>・ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</li> <li>・ 全ての非常用直流電源喪失（5分以上継続）</li> </ul>

※2 EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

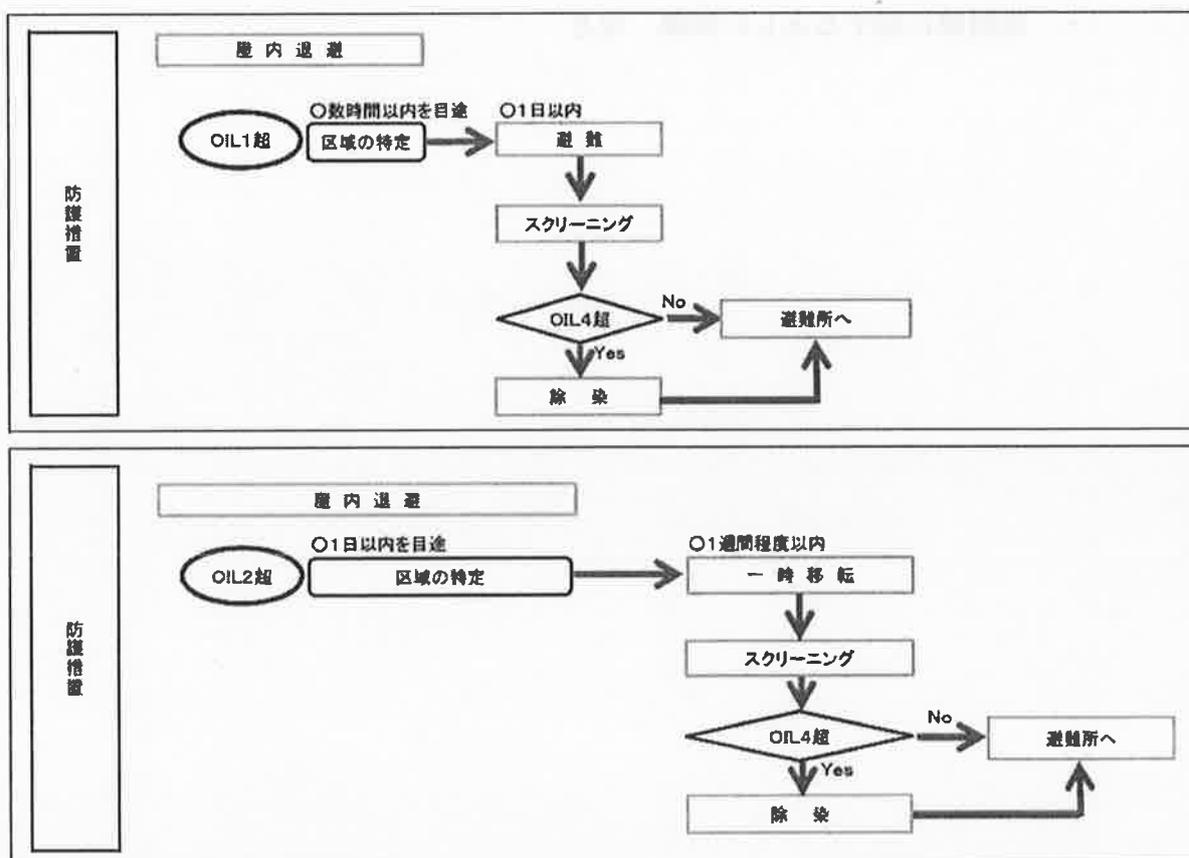
緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準

## (2) 放射性物質放出後の防護措置

UPZ圏内では、緊急時モニタリングによる空間放射線量率等の測定結果をOILの基準に照らし、下表のとおり必要な防護措置を実施するものとする。

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
OIL1	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL2	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
OIL4	$\beta$ 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染

### 【OILに応じた防護措置のフロー】



## 5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組

県及び市町村は、避難の対象地域の住民はもとより、避難の受入先となる地域の住民に対して、平素から次の項目の普及・啓発に努め、住民の避難等が適切かつ円滑に進むよう努めるものとする。

### ア. 避難対象地域の住民に対する項目

- 地区ごとの避難先、一時集合所、避難経路、スクリーニング実施場所
- 避難手段、避難や屋内退避を行う時期や方法
- 安定ヨウ素剤の正しい服用方法
- 避難所での生活方法、携行すべき物品
- 原子力災害時の情報入手の方法、問い合わせ窓口
- 放射線に関する正しい知識 など

### イ. 避難受入先の住民に対する項目

- 受入れの対象となる避難元地域、避難所の場所、避難経路、スクリーニング実施場所
- 放射線に関する正しい知識 など

### 第3 住民の避難等に係る広報

#### 1. 広報の基本方針

##### (1) 国、県、市町村等の連携

事故発生時の住民の混乱を防止するため、住民への情報提供、勧告、指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、市町村、防災関係機関及び事故発生事業者は密接に連携し迅速に広報を行うものとする。

##### (2) 広報媒体の効果的活用

災害や防災に関する情報提供は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等を効果的に活用するものとする。

##### (3) 定期的な情報提供

情報の空白期間が生じることによる流言飛語や様々な混乱の発生等を防止するため、特段の状況変化がなくても、繰り返し定期的に情報提供を行うものとする。

##### (4) わかりやすい広報

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、わかりやすい広報を心がけるとともに、視聴覚障害者や外国人等にも配慮し、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等を活用するものとする。

#### 2. 事故の各段階に応じた広報

##### (1) 事故等の発生から全面緊急事態までの広報

県及び市町村は、正確な事故情報を迅速に提供するとともに、冷静な行動を呼びかけるものとする。

##### (2) 放射性物質放出後の広報

県及び市町村は、避難や屋内退避等の対象となる地域名を重点的に広報するとともに、スクリーニング実施場所、安定ヨウ素剤の配布場所等の情報を提供するものとする。

## 第4 住民等の避難

### 1. 一般住民の避難

#### (1) 避難の方法

##### ① PAZ圏内

避難の指示があったときに所在している場所からの避難を原則とする。ただし、避難準備のために自宅に戻ることは妨げないものとする。

##### ・ 自宅

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等による避難

##### ・ 学校等

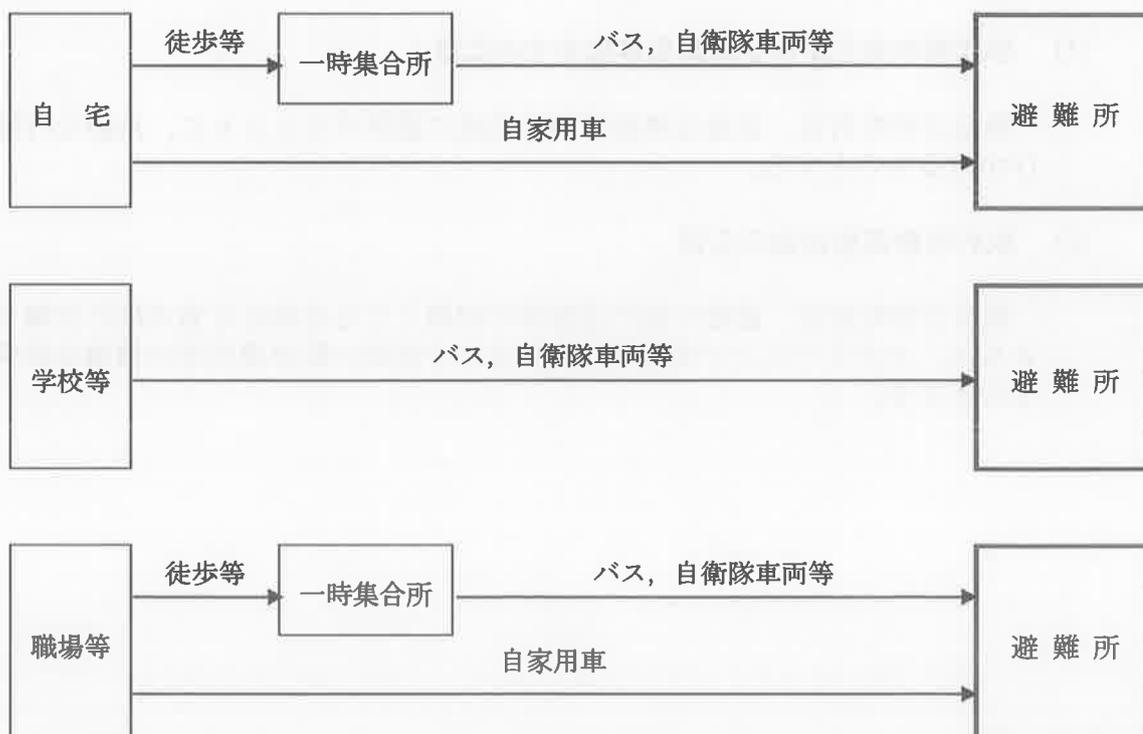
児童、生徒等が学校にいる場合はバス等による避難

なお、学校等の施設管理者は、児童・生徒等の保護者への引き渡し方法について、あらかじめ定めておくものとする。

##### ・ 職場等

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等による避難

#### 【 避難のフロー 】

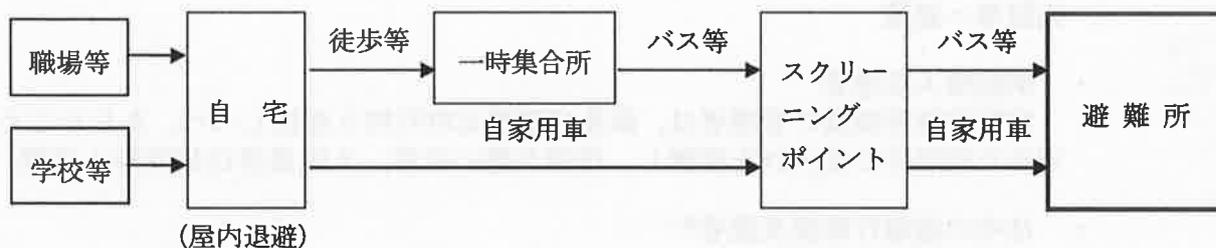


## ② UPZ圏内

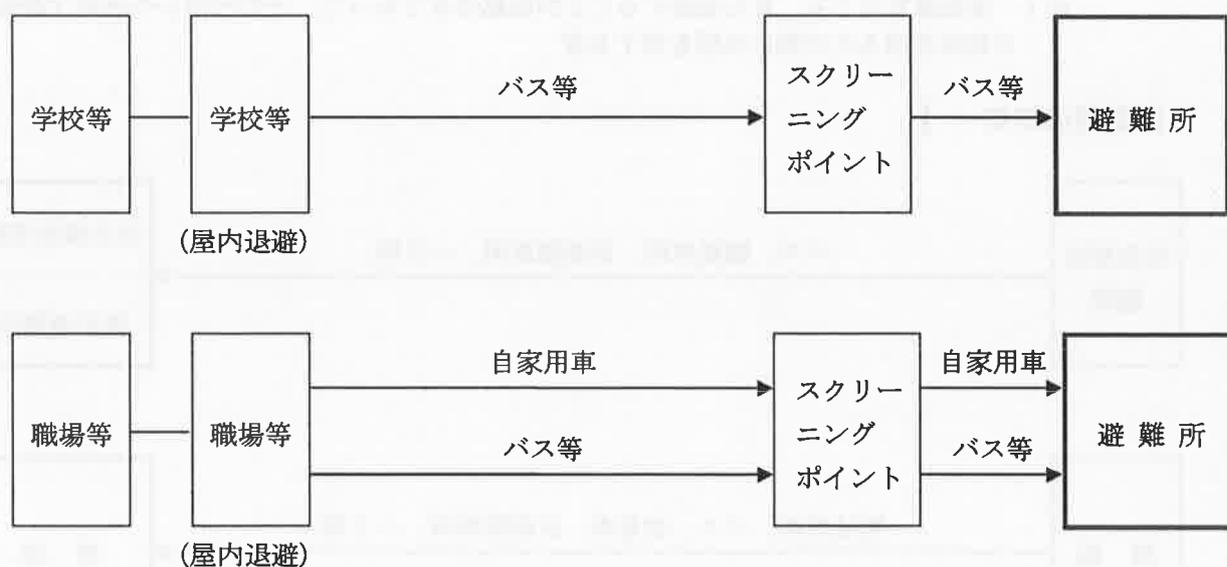
- ・ 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。  
また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。
- ・ 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。
- ・ 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。
- ・ 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、スクリーニングを実施するものとする。

### 【 避難のフロー 】

#### ○ 原則



#### ○ 帰宅が困難な場合



## (2) 避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、自家用車を持たないあるいは使用しない住民の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道、フェリーなどあらゆる手段を検討するものとする。

## 2. 要配慮者の避難

### (1) 避難の方法

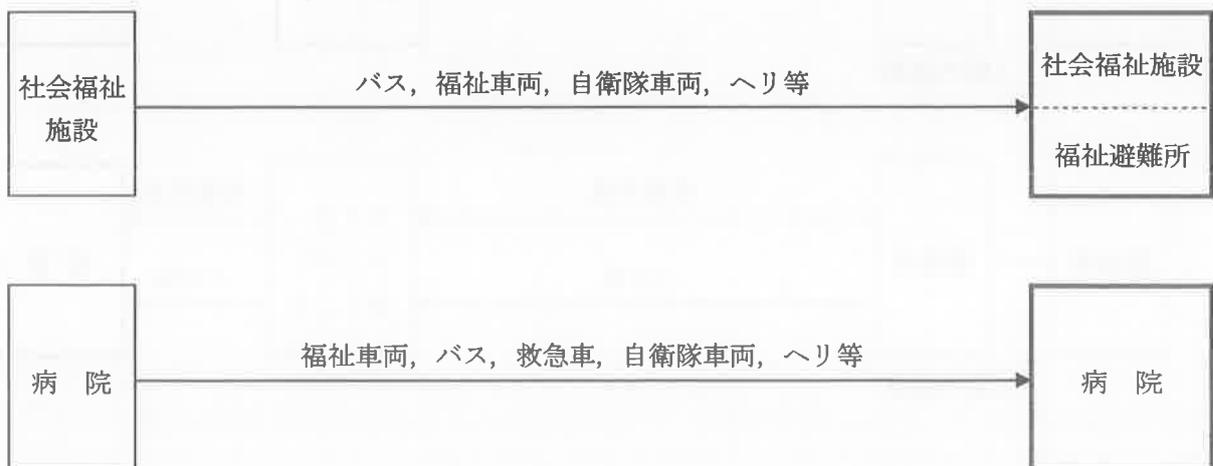
#### ① PAZ圏内

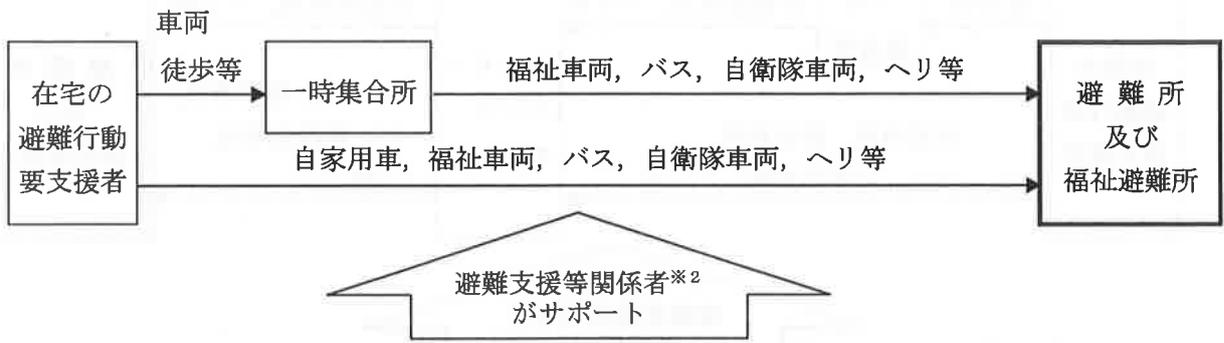
施設敷地緊急事態要避難者は、警戒事態の段階において避難準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階において避難を開始するものとする。なお、事態の進展等により避難より屋内退避が優先される場合は、屋内退避を実施するものとする。

- ・ 社会福祉施設等入所者  
社会福祉施設等の管理者は、県及び避難元市町村と連携しつつ、あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、入所者は社会福祉施設等へ避難
- ・ 病院等入院患者  
病院等医療機関の管理者は、県及び避難元市町村と連携しつつ、あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し、準備が整い次第、入院患者は病院等へ避難
- ・ 在宅の避難行動要支援者※<sup>1</sup>  
避難支援等関係者の協力を得て、あらかじめ定められた個別計画等に基づき一般の避難所へ避難し、必要に応じて福祉避難所へ避難

※<sup>1</sup> 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

#### 【 避難のフロー 】





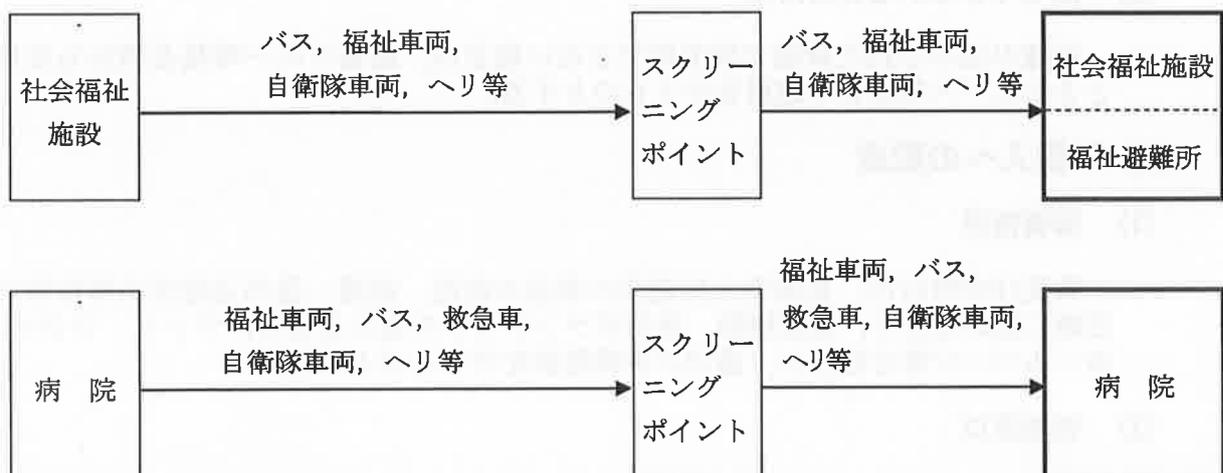
※2 消防機関，県警察，民生委員，市町村社会福祉協議会，自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

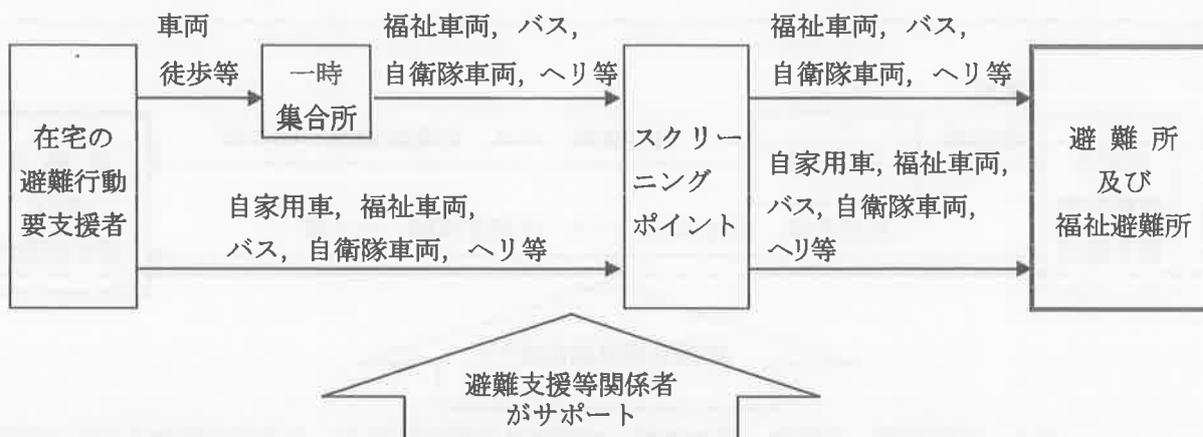
## ② UPZ圏内

避難，一時移転等の指示が発せられた場合には，次のとおり避難を開始するものとする。

- ・ 社会福祉施設等入所者  
社会福祉施設等の管理者は，県及び避難元市町村と連携しつつ，あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し，準備が整い次第入所者を社会福祉施設等へ避難
- ・ 病院等入院患者  
病院等医療機関の管理者は，あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し，準備が整い次第入院患者を病院等へ避難
- ・ 在宅の避難行動要支援者  
避難支援等関係者の協力を得て，あらかじめ定められた個別計画等に基づき一般の避難所へ避難し，必要に応じて福祉避難所へ避難

### 【 避難のフロー 】





## (2) 避難手段

- ア. 社会福祉施設、病院等は、あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。
- イ. 県及び市町村は、国や関係機関の協力を得て、社会福祉施設等の輸送手段の確保に協力するものとする。
- ウ. 県は、自主防災組織、ボランティア等の協力に加え、警察、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等とあらかじめ協議し、要配慮者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。
- エ. 市町村は、あらかじめ登録されている在宅の避難行動要支援者の避難支援を、避難支援等関係者の協力を得て行うものとする。

## 3. 一時滞在者（観光客等）の避難

### (1) 帰宅勧告

県及び市町村は、観光客等一時滞在者に対して、施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

### (2) 帰宅できない場合の対応

避難が指示された段階で帰宅等できない場合は、最寄りの一時集合所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

## 4. 外国人への配慮

### (1) 情報提供

県及び市町村は、東海第二発電所の事故の状況、避難・屋内退避指示情報等が正確に伝わるよう、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行うものとする。

### (2) 相談窓口

外国人からの問い合わせ等に対応するため、県は関係機関と連携して相談窓口を設置し総合的な相談に応じるものとする。

## 第5 複合災害への当面の対応

### (1) 避難先が被災した場合の対応

ア. 県及び市町村は、避難先の被災状況及び避難の受入れが可能かどうかの確認を早急に行うものとする。

イ. 県及び市町村は、避難先地域が被災し避難の受入れが困難となった場合には、国や関係自治体と協議し一時的な避難先の確保に努めるものとする。

ウ. 避難先地域が被災した場合において、早期に第2の避難先を確保するため、県及び市町村は国に支援を要請するものとする。

### (2) 被災した道路情報等の提供

県及び市町村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に提供するものとする。

## 第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施

### 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

#### (1) P A Z圏内

- ア. 施設敷地緊急事態の時点において、安定ヨウ素剤が事前に配布された住民に対し、防災無線や広報車等を用いて安定ヨウ素剤を手元に置くように指示するものとする。
- イ. 安定ヨウ素剤の服用不適切者や3歳未満の乳幼児（乳幼児に同伴する保護者を含む。）、丸剤の服用が困難な者は、安定ヨウ素剤を服用せず、施設敷地緊急事態で避難するものとする。
- ウ. 全面緊急事態に至った時点で、県は避難対象区域を含む市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、直ちに安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。
- エ. 事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない住民や一時滞在者については、避難の際に市町村から追加配布される安定ヨウ素剤を服用し避難するものとする。

#### (2) U P Z圏内

- ア. 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。
- イ. 安定ヨウ素剤の配布については、複数の受け渡し窓口を設けるなど、避難・服用自体を遅延させない工夫や、被ばくを避けるための方策を講じるものとする。
- ウ. 避難が指示された段階で帰宅等できない一時滞在者は、最寄りの一時集合所から住民とともに避難する際に、備蓄されている安定ヨウ素剤を服用するものとする。

### 2. スクリーニングの実施

- ア. スクリーニングは、避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行うものとする。
- イ. 県は、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い住民等のスクリーニング及び除染を行うものとする。
- ウ. スクリーニングの対象は、避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前にスクリーニング実施場所を通過する住民を除く。）及びその携行物品等とする。
- エ. スクリーニング実施場所については、避難指示を受けた住民が避難所まで移動する経路に面する原子力災害対策重点区域の境界周辺を基本にあらかじめ選定するものとする。
- オ. スクリーニングを実施するに当たっては、スクリーニング実施場所を通過する車両の台数やモニタリングデータ等を踏まえ効率的に行うものとする。

## 第7 避難所の開設と運営等

### (1) 開設と運営

ア. 避難開始当初においては、避難元市町村は、住民の送り出しに全力をあげなければならないため、避難所の開設、避難者の受入業務については、避難先市町村が行うものとする。

また、県有施設での避難者の受入れは、県が主体的に行うことを基本とする。

イ. 避難元市町村は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営の移管を完了させるものとする。

また、避難所の運営については、避難者及びボランティア等の協力を得て行うことができるものとする。

ウ. 避難所の運営については、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努めるものとする。

エ. 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

オ. 避難者が避難所の収容人数を超えるなど、避難所の運営に支障が生じる又はそのおそれがある場合は、県と避難元及び避難先市町村は、協議・調整のうえ、他の避難所を確保するものとする。

カ. 福祉避難所の設置が必要な場合には、避難元市町村と避難先市町村が連携・協力して福祉避難所を開設するものとする。

### (2) 避難物資の確保

ア. 県及び避難元市町村は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、県及び避難元市町村が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。

イ. 関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

### (3) 避難者名簿の作成

避難元市町村は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

### (4) 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化する場合に備え、県は、国及び避難元市町村と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとする。

イ. 県、国及び避難元市町村等は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

## (5) 避難所における要配慮者の支援

ア. 社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については家族が、中心となって支援を行うものとする。

イ. 県及び避難元市町村は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国や避難先自治体等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

## (6) 行政窓口の設置

避難元市町村は、避難先における行政サービスを提供するための行政窓口を避難先市町村内に設置するものとする。

## 第8 避難状況の確認

### (1) 住民避難の確認

ア. 避難する住民は避難する際に避難済であることを、また避難することが困難な住民は支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示するものとする。

イ. 避難元市町村は、県と連携し、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て住民が避難済みであること等の確認を行い、当該市町村の災害対策本部等で把握しておくものとする。

### (2) 避難者の所在確認

避難元市町村は、避難者の所在について、避難所に避難した住民については、避難者名簿により、避難所以外に避難した住民については、警察や消防のほか避難した住民からの情報等をもとに確認するものとする。その際、個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

## 第9 今後の課題

広域避難計画の実効性を高めるため、引き続き以下の事項について検討を進め、その結果を本計画に順次反映させていくものとする。

ア. 県外の避難先の確保

イ. スクリーニング体制

- ・ スクリーニングを実施する要員の確保、資機材の調達、実施場所の確保等

ウ. 安定ヨウ素剤の配布体制

- ・ 緊急時における効率的な配布方法
- ・ 乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の確保

エ. 複合災害への対応

- ・ 複合災害時における第2の避難先の確保
- ・ 道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段
- ・ モニタリング機能の維持
- ・ 災害対策本部機能の維持

## 参考資料

### ・避難先地域の地図

